**第70回（71回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会医療救護要項**

１　目　　的

第70回（71回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会が安全に運営できるよう、医療救護に関して必要な事項を定める。

２　実施方法

第70回（71回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会の各会場地に、医師または看護師を配置し、医療救護に当たる。

３　実施業務

* 医師（看護師）

　　　①救急処置：救命処置（心肺蘇生と除細動器の使用）を行う。

　　　②判　　断：医療機関に移送する必要があるかどうかの判断をする。

　　　　　　　　　傷病者の試合復帰に対する可否の判断をする。

　　　③記　　録：傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障の

ないよう配慮する。

* 主管競技団体

　　　①医療機関の確認：傷病者発生に備え、競技開催までに緊急時に対応可能

な医療機関の確認と打ち合わせを行う。

　　　②救急車等の要請：医療機関に移送する必要がある傷病者が発生した場

合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し、移送処置

を講じる。

③関係部署へ報告：医療機関に移送する等の状況が発生した場合は傷病

　　　　　　　　　者の所属する府県責任者、及び第70回（71回冬季）

国民体育大会近畿ブロック大会大阪府実行委員会に

連絡する。

　　　④症状経過の把握：医療機関に移送した傷病者については、その後の症状

経過を把握するように努める。

４　事後報告

　　主管競技団体は、医療救護対応（医療申請する可能性があるもの）が発生した場合は、所定の様式で第70回（71回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会大阪府実行委員会宛に報告する。